別記（第11条関係）

（条例の書式）

第１　条例を制定又は公布する場合は、次に掲げる例によるものとする。

(１)　新制定の場合の基本的な書式

ア　本則に条を置く場合

|  |
| --- |
| ×○○○○○○条例をここに公布する。××（元号）○○年○月○○日丸亀市長　（氏名）×丸亀市条例第○号×××○○○○○○条例×（○○○)第１条×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○×○○○○○○○○。×（○○○○）第２条×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。×(１)×○○○○○○○○○○○○○×(２)×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○××○○○○○○○○○○××ア×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○×××○○○○○○○○××イ×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○２×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。３×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○×○○○○○○○○○○○。第３条×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。（中略）×××附×則×この条例は、○○○○○○○○○○。 |

（注）

１　見出しは、各条ごとに付ける。ただし、連続して一つの事項について規定する条が二つ以上あるときは、最初の条だけに付ける。

２　附則で二つ以上の事項を規定する必要があるときは、項又は必要により条をもって規定するものとする。この場合においては、見出しを付けることができる。

３　別表及び様式は、必要により設ける。この場合において別表及び様式を二つ以上設けるときは、別表は「別表第○」、様式は「様式第○号」のように番号を付ける。

イ　本則に条を置かない場合

|  |
| --- |
| ×○○○○○○条例をここに公布する。××○○○○年○月○○日丸亀市長（氏名）×丸亀市条例第○号×××○○○○○○条例×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。×××附×則×○○○○○○○○○○○○○。 |

ウ　本則を章、節等に区分する場合

|  |
| --- |
| ×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○条例をここに公布する。××○○○○年○月○○日丸亀市長（氏名）×丸亀市条例第○号×××○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○×××○○○○条例目次×第１章×○○○××第１節×○○○○×××第１款×○○○（第１条―第○条）×××第２款×○○（第○条―第○条）××第２節×○○○（第○条―第○条）×第２章×○○○○○○（第○条―第○条） |
| ×第３章×○○○××第１節×○○○（第○条―第○条）××第２節×○○（第○条―第○条）（中略）×附則×第１章×○○○××第１節×○○○○×××第１款×○○○×（○○○）第１条×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○×○○○○○○。（中略）××第２節×○○○×（○○）第○条×○○○○○○○○○○○○。２×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○×○○○○○○○。（中略）×第２章×○○○○○×（○○○）第○条×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。（中略）×××附×則１×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○×○○○○。２×○○○○○○○○○○○○。 |

（注）

１　目次は、本則の条が多数でまぎらわしいときに付ける。

２　条数が30ぐらいになるときは、章等を設けるのがよい。

(２)　全部改正の場合の基本的な書式

|  |
| --- |
| ×○○○○○○条例をここに公布する。××○○○○年○月○○日丸亀市長（氏名）×丸亀市条例第○号×××○○○○○○条例×○○○条例（○○○○年条例第○号）の全部を改正する。×（○○○）第１条×○○○○○○○○○○○○。（以下略） |

(３)　一部改正の場合の基本的な書式

ア　本則で一つの条例を改正する場合

|  |
| --- |
| ×○○条例の一部を改正する条例をここに公布する。××○年○月○日丸亀市長（氏名）××××丸亀市条例第○号×××○○条例の一部を改正する条例×○○条例（○年条例第○号）の一部を次のように改正する。×次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。 |
|  | 改正後 | 改正前 |  |
| ×（○○）第○条×・・・・・○○○・・・・・・・・・・。 | ×（○○）第○条×・・・・・△△△・・・・・・・・・・。 |
| ×××附×則×この条例は、○○○○○。 |

イ　二つの条例を一つの条例の本則で改正する場合

|  |
| --- |
| ×○○条例及び○○条例の一部を改正する条例をここに公布する。××○年○月○日丸亀市長（氏名）××××丸亀市条例第○号 |
| ×××○○条例及び○○条例の一部を改正する条例×（○○条例の一部改正）第１条×○○条例（○年条例第○号）の一部を次のように改正する。××次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示す×ように改正する。 |
|  | 改正後 | 改正前 |  |
| ×（○○）第○条×・・・・・○○○・・・・・・・・・・。 | ×（○○）第○条×・・・・・△△△・・・・・・・・・・。 |
| ×（○○条例の一部改正）第２条×○○条例（○年条例第○号）の一部を次のように改正する。××次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示す×ように改正する。 |
|  | 改正後 | 改正前 |  |
| ×（○○）第○条×・・・・・○○○・・・・・・・・・・。 | ×（○○）第○条×・・・・・△△△・・・・・・・・・・。 |
| ×××附×則×この条例は、○○○○○。 |

ウ　三つ以上の条例を一つの条例の本則で改正する場合

|  |
| --- |
| ×○○条例等の一部を改正する条例をここに公布する。××○年○月○日丸亀市長（氏名）××××丸亀市条例第○号×××○○条例等の一部を改正する条例×（○○条例の一部改正）第１条×○○条例（○年条例第○号）の一部を次のように改正する。××次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示す×ように改正する。 |
|  | 改正後 | 改正前 |  |
| ×（○○）第○条×・・・・・○○○・・・・・・・・・・。 | ×（○○）第○条×・・・・・△△△・・・・・・・・・・。 |
| ×（○○条例の一部改正）第２条×○○条例（○年条例第○号）の一部を次のように改正する。××次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示す×ように改正する。 |
|  | 改正後 | 改正前 |  |
| ×（○○）第○条×・・・・・○○○・・・・・・・・・・。 | ×（○○）第○条×・・・・・△△△・・・・・・・・・・。 |
| ×（○○条例の一部改正）第３条×○○条例（○年条例第○号）の一部を次のように改正する。××次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示す×ように改正する。 |
|  | 改正後 | 改正前 |  |
| ×（○○）第○条×・・・・・○○○・・・・・・・・・・。 | ×（○○）第○条×・・・・・△△△・・・・・・・・・・。 |
| ×××附×則×この条例は、○○○○○。 |

エ　他の条例の附則で改正する場合

|  |
| --- |
| （前略）×××附×則×（○○)１×この条例は、○○○○○。×（○○条例の一部改正）２×○○条例（○年条例第○号）の一部を次のように改正する。××次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示す×ように改正する。 |
|  | 改正後 | 改正前 |  |
| ×（○○）第○条×・・・・・○○○・・・・・・・・・・。 | ×（○○）第○条×・・・・・△△△・・・・・・・・・・。 |
|  |

(４)　廃止の場合の基本的な書式

ア　一つの条例を本則で廃止する場合

|  |
| --- |
| ×○○条例を廃止する条例をここに公布する。××○年○月○日丸亀市長（氏名）××××丸亀市条例第○号×××○○条例を廃止する条例×○○条例（○年条例第○号）は、廃止する。×××附×則×この条例は、○○○○○。 |

イ　二つの条例を一つの条例の本則で廃止する場合

|  |
| --- |
| ×○○条例及び○○条例を廃止する条例をここに公布する。××○年○月○日丸亀市長（氏名）××××丸亀市条例第○号×××○○条例及び○○条例を廃止する条例×次に掲げる条例は、廃止する。×⑴×○○条例（○年条例第○号）×⑵×○○条例（○年条例第○号）×××附×則×この条例は、○○○○○。 |

ウ　三つ以上の条例を一つの条例の本則で廃止する場合

|  |
| --- |
| ×○○条例等を廃止する条例をここに公布する。××○年○月○日丸亀市長（氏名）××××丸亀市条例第○号×××○○条例等を廃止する条例×次に掲げる条例は、廃止する。×⑴×○○条例（○年条例第○号）×⑵×○○条例（○年条例第○号）×⑶×○○条例（○年条例第○号）×××附×則×この条例は、○○○○○。 |

エ　他の条例の附則で廃止する場合

|  |
| --- |
| （前略）×××附×則×（○○）１×この条例は、○○○○○。×（○○条例の廃止）２×○○条例（○年条例第○号）は、廃止する。 |

２　附則に用いる規定は、次に掲げる文例によるものとする。

(１)　施行期日を規定する場合

|  |
| --- |
| ×この条例は、公布の日から施行する。 |
| ×この条例は、○○○○年○月○日から施行する。 |
| ×この条例は、公布の日から施行し、○○○○年○月○日から適用する。 |
| ×この条例は、公布の日から起算して○日を経過した日から施行する。 |
| ×この条例は、公布の日から○月を経過した日から施行する。 |
| ×この条例は、○○○条例施行の日から施行する。 |
| ×この条例は、○○○○から施行する。ただし、第○条の規定は、○○○○年○月○日から施行する。 |
| ×この条例は、○○○○から施行する。ただし、○○○に関する規定は、○○○○年○月○日から施行する。 |
| ×この条例は、○○○○から施行する。ただし、第○条の規定は、○○○○年○月○日から、附則第○項の規定は、○○○○年○月○日から施行する。 |
| ×この条例の施行期日は、規則で定める。 |
| ×この条例の施行期日は、公布の日から起算して○日を超えない範囲内において規則で定める。 |
| ×この条例は、公布の日から起算して○月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。 |

(２)　経過措置を設ける場合

|  |
| --- |
| ×○○○条例（○○○○年条例第○号）は、廃止する。ただし、この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 |
| ×この条例の施行の際、現に○○○条例の規定により○○○○○○○○は、この条例の規定により○○○○○○とみなす。 |
| ×旧条例の規定に基づく○○○○は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。 |
| ×この条例の施行の際現に○○○している者については、その施行の日から○日を限り、○○○とみなす。 |
| ×○○○条例（○○○○年条例第○号）は、廃止する。ただし、第○条の規定は、○○○○年○月○日まで、なおその効力を有する。 |

(３)　条例の有効期限について規定するとき。

|  |
| --- |
| ×この条例は、○○○○年○月○日限り、その効力を失う。 |
| ×この条例は、施行の日から起算して１年を経過した日にその効力を失う。 |

３　前各項の規定にかかわらず、丸亀市庁議等に関する規則（平成17年規則第13号）に規定する総務課長会議において適当と認められた場合においては、当該各項に規定の書式を基本的に損なうことなく、一部変更して使用することができる。

（規則の書式）

第２　規則を制定、公布する場合は、条例の例によるものとする。

（告示の書式）

第３　告示は、次に掲げる例によるものとする。

(１)　法令の形式をとる場合

|  |
| --- |
| ×○○○要綱を次のように定める。××○○○○年○月○日丸亀市長（氏名）×丸亀市告示第○号×××○○○要綱×（○○○）第１条×○○○○○○○○○○○○。（以下略） |

（注）条例の例に準ずる。公表する必要があるものに用いる。

(２)　法令の形式をとらない場合

|  |
| --- |
| 丸亀市告示第○号×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○した（する）。××○○○○年○月○日 |
| 丸亀市長（氏名）×記１×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○×○○○○。（以下略） |

|  |
| --- |
| 丸亀市告示第○号×○○○法（条例等）（○○○○年法律（条例等）第○号）第○条（第○項）の規定により、○○○○○○○○○○○○○した（する）。××○○○○年○月○日丸亀市長（氏名）×記（以下略） |

（注）記以下は、別紙にすることができる。

（訓令の書式）

第４　訓令は、次に掲げる例によるものとする。

(１)　法令の形式をとる場合

|  |
| --- |
| ×○○○規程を次のように定める。××○○○○年○月○日丸亀市長（氏名）×丸亀市訓令第○号×××○○○規程（以下略） |

（注）条例の例に準ずる。公表する必要があるものに用いる。

(２)　法令の形式をとらない場合

|  |
| --- |
| 丸亀市訓令第○号（令達先）××○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○しなければならない。（するものとする。）××○○○○年○月○日丸亀市長（氏名）× |

（行政処分書の書式）

第５　行政処分書は、次に掲げる例によるものとする。

(１)　通常の場合

|  |
| --- |
| ○○第○号×○○○○年○月○日×許可（認可、承認等）書○○様住所、氏名、所在地、名称、代表者名、責任者名等×○○○○年○月○日付け（第○号）で申請のあった○○○○については、○○○○（○○○○年○○第○号）の規定により、許可（認可、承認等）します。（次のように御承知願います。）丸亀市長（氏名）×記１×○○○○○○○○○○○○○。２×○○○○○○○○○○○○。 |

（注）記には、許可等をする場合には、条件等を、許可等をしない場合には、その理由等を書く。

許可等をする場合には、本文中に「次の条件を付けて○○します。」と記載し、許可等をしない場合には、「次の理由により○○しません。」と記載する。

(２)　奥書する場合

|  |
| --- |
| ○○第○号×○○○○年○月○日×許可（認可、承認等）書×申請のとおり（○○することを）許可（認可、承認等）します。丸亀市長（氏名）× |

(３)　補助金交付の場合

|  |
| --- |
| ○○第○号×○○○○年○月○日×補助金交付決定書○○様×○○○○年○月○日付け（第○号）で申請のあった○○○○に対する補助金として、次のとおり交付します。丸亀市長（氏名）× |

|  |
| --- |
| 記１×金額○○○円２×次の条件を付します｡（次の条件を守らなければなりません｡）×(１)×○○○○○○○○○○。×(２)×○○○○○○○○○○○。 |

（庁達の書式）

第６　庁達は、次に掲げる例によるものとする。

(１)　法令の形式をとる場合

|  |
| --- |
| 庁達第○号×○○○○年○月○日××○○○○を次のように定める。×（受信者）丸亀市長（氏名）××××○○○○（以下略） |

（注）条例の例に準ずる。公表しないものに用いる。

(２)　法令の形式をとらない場合

|  |
| --- |
| 庁達第○号×○○○○年○月○日××（受信者）（発信者職氏名）××××○○○○○について×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。（以下略） |

（議案の書式）

第７　議案の書式は、次に掲げる例によるものとする。ただし、次項に規定するものについては、この限りでない。

|  |
| --- |
| 議案第○号×××○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○××××××について×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○次のとおり○○○○○○○○○○いたしたい。 |
| ××○○○○年○月○日提出丸亀市長（氏名）××××（以下略）提案理由（略） |

（注）件名の末尾に括弧書で端的に内容を補足説明することができる。

提案理由は、別紙にすることができる。

２　前項の書式例によらない議案は、予算議案及び次の各号に掲げるものとし、その書式は、当該各号に掲げる例によるものとする。

(１)　条例制定改廃の議案

ア　通常の場合

(ア)　制定の場合

|  |
| --- |
| 議案第○号×××○○○○○条例の制定について×○○○○○条例を次のとおり制定いたしたい。××○○○○年○月○日提出丸亀市長（氏名）×××××××○○○○○条例×（○○○○）第１条×○○○○○○○○○○○○○○○○○。（以下略）提案理由（略） |

(イ)　全部改正の場合

|  |
| --- |
| 議案第○号×××○○○○○条例の制定について×○○○○条例を次のとおり制定いたしたい。××○○○○年○月○日提出丸亀市長（氏名）×××××××○○○○○条例×○○○○○○条例（○○○○年条例第○号）の全部を改正する。×（○○○○）第１条×○○○○○○○○○○○○○○○○○。（以下略）提案理由（略） |

(ウ)　一部改正の場合

|  |
| --- |
| 議案第○号×××○○条例の一部改正について×○○条例の一部を次のとおり改正いたしたい。××○年○月○日提出丸亀市長（氏名）×××××××○○条例の一部を改正する条例×○○条例（○年条例第○号）の一部を次のように改正する。×次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。 |
|  | 改正後 | 改正前 |  |
| ×（○○）第○条×・・・・・○○○・・・・・・・・・・。 | ×（○○）第○条×・・・・・△△△・・・・・・・・・・。 |
| （以下略）提案理由（略） |

(エ)　廃止の場合

|  |
| --- |
| 議案第○号×××○○○○○条例の廃止について×○○○○○条例を次のとおり廃止いたしたい。××○○○○年○月○日提出丸亀市長（氏名）×××××××○○○○○条例を廃止する条例×○○○○○条例（○○○○年条例第○号）は、廃止する。（以下略）提案理由（略） |

イ　直接請求による場合

|  |
| --- |
| 議案第○号×××直接請求による条例の制定について×地方自治法第74条第１項の規定により、○○○○年○月○日○○○○ほか○人から○○○条例の制定の請求があり、これを受理したので、同条第３項の規定により、別紙のとおり意見をつけて議会に付議する。××○○○○年○月○日提出丸亀市長（氏名）×××××××○○○条例（以下略）提案理由（略） |

（注）

１　改正又は廃止のときは、「制定」は「（一部）改正」又は「廃止」とする。

２　条例案は、原案にいかなる加筆、訂正も加えられたものでないものとする。

３　意見書で賛否の意見を述べ、原案に変更を要する文、字句、句読点等があればそれを指摘し、変更する。

４　参照として条例制定請求書の写しを添付する。

(２)　工事請負契約締結の議案

|  |
| --- |
| 議案第○号×××工事請負契約の締結について（○○○工事）×○○○工事に関し、次のとおり請負契約を締結いたしたい。××○○○○年○月○日提出丸亀市長（氏名）××××１×契約の目的　×○○○工事２×契約の方法　×○○○○３×契約金額　　×金○○円×うち取引に係る消費税及び地方消費税の額×金○○円４×契約の相手方×（住所又は所在地）××（氏名又は名称及び代表者名）提案理由（略） |

（注）

１　参照として請負契約書（案）又は仮請負契約書の写しを添付する。

２　契約の方法は「指名競争入札による契約」、「随意請負契約」等と記入する。

(３)　市有地処分の議案

|  |
| --- |
| 議案第○号×××市有地の処分について（○○○○○）×次のとおり市有地を売却いたしたい。××○○○○年○月○日提出丸亀市長（氏名）××××１×売却する土地 |
|  | 所在 | 地目 | 地積 | 摘要 |  |
|  |  | 平方メートル |  |
|  | ○○○○○○○○○○○○ | ○○ | ○○ | ○○○ |  |
|  |
|  |  |  |  |
| ２×売却価額×金○○円也３×売却先　×（住所又は所在地）××（氏名又は名称及び代表者名）４×用途　　×○○○○○○○提案理由（略） |

（注）

１　件名末尾の（　）内には、契約の相手方の名称を書く。

２　売買契約書（案）等の参考図書があれば参照として添付する。

３　臨海工業用造成地等の売却の場合においても、これに準じたものを使用することができる。

(４)　土地取得の議案

|  |
| --- |
| 議案第○号×××土地取得について（○○○○○）×次のとおり土地を取得いたしたい。××○○○○年○月○日提出 |
| 丸亀市長（氏名）××××１×取得する土地 |
|  | 所在 | 地目 | 地積 | 摘要 |  |
| ○○○○○○○○○○○ | ○○ | 平方メートル○○ | ○○ |
|  |
|  |  |  |  |
| ２×取得価額×金○○円也３×契約の相手方×（住所又は所在地） |
| ××（氏名又は名称及び代表者名）４×用途　　　　　×○○○○○○○提案理由（略） |

（注）

１　件名末尾の（　）内には、契約の相手方の名称を書く。

２　売買契約書（案）等の参考図書があれば参照として添付する。

(５)　負担付き寄附、贈与採納の議案

|  |
| --- |
| 議案第○号×××寄附の受入れについて×次のとおり負担付き寄附の申出があったので、これを受け入れることにつき、地方自治法第96条第１項第８号の規定により議会の議決を求める。××○○○○年○月○日提出丸亀市長（氏名）××××１×寄附者　×（住所又は所在地）××（氏名又は名称及び代表者名）２×寄附物件×○○○○○○○（寄附価額）３×寄附目的×○○○○○○○○４×寄附条件×○○○○○○○○○○。提案理由（略） |

（注）負担付き贈与のときは、「寄附」は「贈与」とする。

(６)　新たに生じた土地の確認の議案

|  |
| --- |
| 議案第○号×××あらたに生じた土地の確認について（○○○○）×地方自治法第９条の５第１項の規定により、本市の区域内にあらたに生じた土地を次のとおり確認する。××○○○○年○月○日提出丸亀市長（氏名）×××× |
|  | 位置 | 面積 |  |
| ○○○○○○○○○○○ | 平方メートル○○○ |
|  |
|  |  |
| 提案理由（略） |

（注）件名末尾の（　）内には、当該土地の所在を書く。

(７)　区域編入に関する議案

|  |
| --- |
| 議案第○号×××町の区域へ編入について（○○○○）×地方自治法第260条第１項の規定により、本市の町の区域について次の表の右欄に掲げる土地を左欄に掲げる町の区域に編入いたしたい。××○○○○年○月○日提出丸亀市長（氏名）×××× |
|  | 左欄 | 右欄 |  |
| 位置 | 面積 |
| 丸亀市○町 | ○○○○○○○ | 平方メートル○○○ |
|  |
|  |  |  |
| 提案理由（略） |

（注）件名末尾の（　）内には、当該土地の所在を書く。

(８)　市道路線認定、廃止又は変更の議案

|  |
| --- |
| 議案第○号×××市道路線認定について（○○○線）×道路法第８条第２項の規定により、次のとおり市道路線を認定いたしたい。××○○○○年○月○日提出丸亀市長（氏名）×××× |
|  | 路線名 | 起点 | 終点 | 重要な経過地 | 路線番号 |  | 参照図面番号 |  |
| ○○○○線 | ○○ | ○○ | ○○○○○ | ○○ | ○ |
|  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 参照　図面別紙のとおり提案理由（略） |

（注）

１　廃止又は変更のときは、「認定」は「廃止」又は「変更」と、「第８条第２項」は「第10条第３項」とする。

２　参照として略図を添付する。

(９)　専決処分の承認を求める議案

|  |
| --- |
| 議案第○号×××専決処分の承認について（○○○○○○○）×地方自治法第179条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。××○○○○年○月○日提出丸亀市長（氏名）××××専決処分書×○○○○○○○について、地方自治法第179条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。××○○○○年○月○日丸亀市長（氏名）×××× |
| （以下略）提案理由（略） |

(10)　報告

|  |
| --- |
| 報告第○号×××○○○○○○○○報告について×○○○○○○○○については、別紙のとおり○○○したから（○○○の規定により）報告する。××○○○○年○月○日提出丸亀市長（氏名）××××（以下略）提案理由（略） |

（注）別紙にしないときは、「別紙のとおり」は「次のとおり」とする。

(11)　決算認定の議案

|  |
| --- |
| 認定第○号×××○○○○年度丸亀市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定×××××××について×地方自治法第233条第３項の規定により、○○○○年度丸亀市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算を、監査委員の審査を経て、別冊のとおりその意見をつけて議会の認定に付する。××○○○○年○月○日提出丸亀市長（氏名）××××（以下略）提案理由（略） |

（注）企業会計の場合は、「一般会計及び各特別会計歳入歳出」は「モーターボート競走事業会計」と、「地方自治法第233条第３項」は「地方公営企業法第30条第４項」とする。

(12)　諮問

|  |
| --- |
| 諮問第○号×××○○○○○○○○○○○○○○○○○について（○○○○○○○○×××××××○○○○○○）×○○○○○○○○○○○○○○○に関し、○○○○○○から別紙(１)のとおり意見を求められたので、別紙(２)のとおり回答することについて○○○○○○○○○○○○○○○の規定により議決を求める。××○○○○年○月○日提出丸亀市長（氏名）××××（以下略）提案理由（略） |

(13)　選挙

|  |
| --- |
| 議案第○号×××○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○の選挙について××××○○○○○○○○○○○○を○○○○○○○○○○の規定により選挙されたい。××○○○○年○月○日提出丸亀市長（氏名）××××（以下略）提案理由（略） |

（注）議会の選挙に係る行政委員等に使用する。

(14)　議会の議決等を要する人事議案

ア　副市長選任同意の議案

|  |
| --- |
| 議案第○号×××副市長選任の同意について×次の者を本市副市長に選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求める。××○○○○年○月○日提出丸亀市長（氏名）×××××住所×○○○○○○○○○○×氏名×○○○○×生年月日×○○○○○○○○提案理由（略） |

イ　教育長任命同意の議案

|  |
| --- |
| 議案第○号×××教育長任命の同意について×次の者を本市教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により、議会の同意を求める。××○○○○年○月○日提出丸亀市長（氏名）×××××住所×○○○○○○○○○○×氏名×○○○○×生年月日×○○○○○○○○提案理由（略） |

ウ　教育委員会委員任命同意の議案

|  |
| --- |
| 議案第○号×××教育委員会委員任命の同意について×次の者を本市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、議会の同意を求める。××○○○○年○月○日提出丸亀市長（氏名）×××××住所×○○○○○○○○○○×氏名×○○○○×生年月日×○○○○○○○○提案理由（略） |

エ　人権擁護委員候補者推薦の議案

|  |
| --- |
| 諮問第○号×××人権擁護委員候補者の推薦について×次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の意見を求める。××○○○○年○月○日提出丸亀市長（氏名）×××××住所×○○○○○○○○○○×氏名×○○○○×生年月日×○○○○○○○○提案理由（略） |

オ　各種行政委員等選任同意の議案

|  |
| --- |
| 議案第○号×××○○委員選任の同意について×次の者を本市○○委員に選任したいので、○○○○の規定により、議会の同意を求める。××○○○○年○月○日提出丸亀市長（氏名）×××××住所×○○○○○○○○○○×氏名×○○○○×生年月日×○○○○○○○○○○提案理由（略） |

（注）監査委員は地方自治法第196条第１項、公平委員会委員は地方公務員法第９条の２第２項、固定資産評価員は地方税法第404条第２項、固定資産評価審査委員会委員は地方税法第423条第３項の規定による。

（一般文書の書式）

第８　一般文書のうち次の各号に掲げるものは、おおむね当該各号に掲げる例によるものとする。

(１)　往復文書

（年号）（部、課の頭文字）

|  |
| --- |
| ○○○○第○号×○○○○年○月○日××（受信者名）様（発信者名）㊞××××○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○××××××○○○について（○○）×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。×○○○○○○○○○○○○○○○。 |

（注）往復文書は、文書番号、発信年月日、あて先名、発信者名、標題及び本文を主たる構成要素とする。事案の内容によっては、本文が主文と「記」、「別記」等にわけられ、あるいは図表等の参考資料が「別紙」、「別冊」等により添付されることがある。

(２)　事務引継書

|  |
| --- |
| 事務引継書○○○○年○月○日××丸亀市長（氏名）様前任者×（職氏名）㊞×後任者×（職氏名）㊞××次のとおり引継ぎを完了しました。１×引継ぎの事由××○○○○○○○○○○○○○ |
| ２×引継ぎ完了年月日××○○○○年○月○日３×引継ぎをした簿冊、備品その他の内訳×(１)×○○○○○○　○○○×(２)×○○○○　　　○○○（中略）４×引継ぎをした事務とその内容××○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○×○○○○。以上× |

（注）

１　この例は、一般職の職員に適用するものとする。

２　必要なときは、別紙を付けることができる。

(３)　復命書

|  |
| --- |
| 復命書○○○○年○月○日××丸亀市長（氏名）様（職氏名）㊞××命により出張したのでその概要及び所感を復命します。記１×期間×○○○○年○月○日から○○○○年○月○日まで２×用務先×○○○○○○３×用務×○○○○○○○○○４×概要及び所感×（略） |

（注）庶務の担当から出張命令の例により回覧するものとする。

(４)　願い及び届け

|  |
| --- |
| ○○○○願（届）○○○○年○月○日××丸亀市長（氏名）様（職氏名）㊞××××○○○○について |
| ×このことについて○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○申請します（届けます｡)。記１×○○○○○○○○○○○○○○。２×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○×○○○○○○。 |

(５)　契約に関する標準的書式

ア　業務委託契約書

|  |
| --- |
| 業　務　委　託　契　約　書1　契約の目的2　履行期間　　　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで3　契約金額　　￥　　　うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　￥4　契約保証金　　　上記の業務（以下｢委託業務｣という。）について、委託者丸亀市（代表者　市長　（氏名））と受託者　（　　　　　　　　　　）と保証人　（　　　　　　　　　　）とは、おのおの対等の立場における合意に基づいて、次の条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。（総則）第1条　受託者は、別冊の仕様書（図面を含む。）又は業務処理要領に基づき頭書の委託業務を履行しなければならない。2　前項の仕様書又は業務処理要領に明示されていない事項については、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。　（業務主任技術者等）第2条　受託者は、委託者が指示したときは、業務履行について技術上の管理を担当する業務主任技術者及び現場代理人、その他の責任者を定め委託者に通知するものとする。　（権利義務の譲渡等）第3条　受託者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面による委託者の承諾を得たときは、この限りでない。2　委託者は、この契約によって生ずる成果品を自由に使用し、又はこれを使用するに当たり、その内容を変更することができる。　（再委託等の禁止）第4条　受託者は、業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面による委託者の承諾を得たときは、この限りでない。　（業務内容の変更等）第5条　委託者は、必要があるときは業務の内容を変更し、又は業務を一時中止することができるものとする。この場合において、契約金額又は履行期間を変更する必要があるときは、委託者と受託者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。　（履行期限の延長）第6条　受託者は、その責めに帰することができない事由により履行期限までに業務を完了することができないことが明らかになったときは、委託者に対して遅滞なくその理由を付して履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。　（損害のために必要を生じた経費の負担）第7条　業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、受託者が負担するものとする。　（業務報告及び検査）第8条　受託者は委託者の指示に基づき、委託業務に関する報告書を委託者に提出するものとし、委託業務が完了したときは遅滞なく委託者に通知し、委託業務完了報告書を提出しなければならない。2　委託者は、前項の規定による報告書を受けたときは、10日以内に確認又は検査を行わなければならない。3　受託者は前項の確認及び検査に合格したときは、遅滞なく当該業務に係る目的物を委託者に引き渡さなければならない。　（契約金の支払）第9条　契約金は次の第　号の規定により支払うものとする。(1)　受託者は、委託業務についてその確認及び検査の合格の通知を受けたときは、委託者の指示する手続に従って契約金の支払を請求するものとし、委託者は契約金の支払請求書を受理したときは、30日以内に当該金額を支払わなければならない。(2)　下記に定める方法による。　（履行遅滞の場合における違約金）第10条　受託者の責めに帰する事由により、履行期限までに業務を完了することができない場合において、履行期限後に完了する見込みがあると認めたときは、委託者は違約金を付して履行期限を延長することができる。2　前項の違約金は、遅延日数に応じ、契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を契約金額に乗じて得た額を徴収する。　（委託者の解除権及び損害賠償）第11条　委託者は、受託者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。(1)　受託者の責めに帰すべき事由により、期限内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。(2)　正当な理由なしに契約締結後10日以内に業務に着手しないとき。(3)　前２号に定めるもののほか、受託者が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。2　前項の規定により契約を解除した場合において委託者に損害を生じたときは、受託者はその損害を賠償しなければならない。3　第１項の規定により、契約を解除した場合において、委託者は必要があるときは既済業務部分の引渡しを受託者に請求することができるものとする。この場合において、委託者はその既済業務部分に対する契約金額相当額を支払うものとし、支払額は委託者と受託者とが協議して定めるものとする。第12条　委託者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。(1)　受託者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受託者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受託者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)。(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受託者又は受託者が構成事業者である事業者団体(以下「受託者等」という。)に対して行われたときは、受託者等に対する命令で確定したものをいい、受託者等に対して行われていないときは、各名あて人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。(3) 納付命令又は排除措置命令により、受託者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受託者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。 (4)　受託者（法人にあっては、その役員及び使用人を含む。次号において同じ｡）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第１項若しくは第95条第１項第１号の規定による刑が確定したとき。(5)　受託者の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。(6)　代表一般役員等（受託者の代表役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合には代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。以下この号において同じ。）、一般役員等（法人の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（委託契約等を締結する事務所をいう。）を代表する者（代表役員等を除く。）をいう。）又は経営に事実上参加している者をいう。以下この条において同じ。）が暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員以外の者で同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下この条において同じ。）であると認められるとき。(7)　代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。(8)　代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められるとき。(9)　代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。(10)　契約等に当たり、その相手方が第6号から前号までのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該者と再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用したと認められるとき。(11)　第６号から第９号までのいずれかに該当する者と再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用していた場合（前号に該当する場合を除く。）に、委託者が当該再委託契約又は資材等の購入契約を解除する等当該者を利用しないように求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。2　前条第２項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。第13条　受託者は、前条第１項第１号又は第２号に該当するときは、委託者が契約を解除するかどうかにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の１に相当する額を委託者の指定する期間内に支払わなければならない。2　前項の規定は、委託者が契約の目的物の引渡しを受けた後においても適用があるものとする。3　前２項の規定は、委託者に生じた損害の額が第１項に規定する賠償金の額を超える場合においては、委託者がその超過額につき賠償を請求することを妨げるものではない。第14条　委託者は、第11条第１項及び第12条第１項に規定する場合のほか、必要と認める場合には契約を解除することができるものとする。2　第11条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。　（秘密の保持）第15条　受託者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。　（かし担保）第16条　受託者は、第8条第3項の規定による引渡しの日から起算して　年（故意又は重大なる過失により生じた場合は　年とする。）以内に目的物にかしが発見された場合は、委託者の指定する期限までに修補するものとする。2　委託者は、前項に規定するかしの修補に代え、損害賠償の請求をすることができる。　（業務の調査等）第17条　委託者は、必要と認めるときは受託者に対して業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。　（保証人の保証責任）第18条　保証人は、この業務委託契約において、受託者が委託者に対して負担する一切の義務履行に関し、連帯してその責めに任ずるものとする。2　委託者は、受託者が第11条第１項各号のいずれかに該当するに至ったときは、保証人に対して委託業務を完了するべきことを請求することができる。3　保証人は、前項の請求があったときは、第３条本文の規定にかかわらず、この契約に基づく受託者の権利及び義務を承継する。（契約外の事項等）第19条　受託者は、本契約に規定しない事項は、丸亀市契約規則（平成17年規則第48号）に定めるところに従わなければならない。第20条　この契約の各条項において委託者と受託者とが協議して定めるものにつき、協議が調わない場合その他この契約に関して委託者と受託者との間に紛争を生じた場合における訴訟は、丸亀市役所所在地を管轄する高松地方裁判所丸亀支部に提起するものとする。第21条　前各条に規定するもののほか必要な事項については、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。　上記契約の証として、本書　通を作成し、委託者、受託者及び保証人がそれぞれ記名押印のうえ、各自１通を保有する。　　年　　月　　日委託者　　　丸亀市大手町二丁目４番21号丸亀市　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　市長　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　受託者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　保証人　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

イ　物品売買契約書

|  |
| --- |
| 物　品　売　買　契　約　書1　品名及び数量2　契約金額　￥　　　うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　￥3　納入期限4　納入場所5　契約保証金　上記のことについて、発注者丸亀市（代表者　市長（氏名））と受注者　（　　　　　）と保証人　（　　　　　）との間に次のとおり契約を締結する。　（納入物品の品質等）第1条　納入物品の品質、構造、形状、寸法等は、見本、仕様書又は図面によるものとする。　（納入期限の延長）第2条　受注者は、天災その他真にやむを得ない理由により、納入期限内に物品を納入することができないときは、期限延長の申出をすることができる。2　前項の申出は、納入期限内にしなければならない。　（検収）第3条　発注者は、受注者が物品を納入した日から10日以内に検収を行うものとする。2　検収に要する費用及び検収のため変質、変形又は消耗、き損したものは、すべて受注者の負担とする。3　受注者は、第１項の検収に立ち会うものとし、立ち会わないときは、検収の結果について異議を申し立てることができない。　（所有権）第4条　物品の所有権は、検収を完了したとき、受注者から発注者に移転するものとし、移転前に生じた物品の亡失、き損等の損害は、すべて受注者の負担とする。　（修理又は取替え納入）第5条　受注者は、物品の引渡し後　　月間発注者の正常な管理のもとに生じた故障又は発見された隠れたかしについて、修理又は取替え納入の責任を負うものとする。　（契約金の支払）第6条　契約金は、次の第　　号の規定により支払うものとする。(1)　受注者は、検収を完了した後、発注者の指示する手続に従って契約金の支払請求書を発注者に提出するものとし、発注者は、その支払請求書を受理したときは、30日以内に契約金額を受注者に支払わなければならない。(2)　下記に定める方法による。　（違約金）第7条　受注者は、納入期限内に合格品を完納しないときは、納入期限の翌日から合格品を完納する日までの日数に応じ、遅延数量に対する契約金額に契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて得た額を違約金として発注者に支払わなければならない。2　前項の違約金徴収日数の計算については、検収に要した日数は、これを算入しない。　（契約の解除）第8条　受注者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、発注者は、この契約の全部又は一部を解除することができる。(1)　納入期限内に契約を履行しないとき又は履行の見込みがないとき。(2)　受注者からこの契約解除の申入れがあったとき。(3)　受注者がこの契約条項に違反したとき。(4)　発注者が行う物品の検収に際し、受注者に詐欺その他の不正行為があったとき。(5)　受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)。(6) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名あて人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。(7) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。 (8)　受注者（法人にあっては、その役員及び使用人を含む。次号において同じ｡）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第１項若しくは第95条第１項第１号の規定による刑が確定したとき。(9)　受注者の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。(10)　代表一般役員等（受注者の代表役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合には代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。以下この号において同じ。）、一般役員等（法人の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時売買契約等を締結する事務所をいう。）を代表する者（代表役員等を除く。）をいう。）又は経営に事実上参加している者をいう。以下この条において同じ。）が暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員以外の者で同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下この条において同じ。）であると認められるとき。(11)　代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力　団又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。(12)　代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められるとき。(13)　代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。(14)　契約等に当たり、その相手方が第10号から前号までのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該者と下請契約、再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用したと認められるとき。(15)　第10号から第13号までのいずれかに該当する者と下請契約、再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用していた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が当該下請契約、再委託契約又は資材等の購入契約を解除する等当該者を利用しないように求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。第9条　受注者は、前条の規定によりこの契約を解除されたときは、契約保証金に相当する金額を違約金として発注者に支払わなければならない。この場合において、第７条による違約金の徴収を妨げないものとする。　（権利義務の譲渡等の禁止）第10条　受注者は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができない。　（保証人の保証責任）第11条　保証人は、この契約において、受注者が発注者に対して負担する一切の義務履行に関し、連帯してその責めに任ずるものとする。2　発注者は、受注者が第８条各号のいずれかに該当するに至ったときは、保証人に対して物品を納入するべきことを請求することができる。3　保証人は、前項の請求があったときは、前条の規定にかかわらず、この契約に基づく権利及び義務を承継する。　（契約外の事項）第12条　受注者は、本契約書に規定しない事項は、丸亀市契約規則（平成17年規則第48号）に定めるところに従わなければならない。第13条　この契約の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき、協議が調わない場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合における訴訟は、丸亀市役所所在地を管轄する高松地方裁判所丸亀支部に提起するものとする。第14条　前各条に規定するもののほか必要な事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。　上記契約の証として、本書　通を作成し、発注者、受注者及び保証人がそれぞれ記名押印のうえ、各自１通を保有する。　　年　　月　　日発注者　丸亀市大手町二丁目４番21号　　　　　　　　　　　　　　　　　　　丸亀市　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　市長　 　　　　　　　　　　　　　　　　　受注者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　保証人　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

ウ　工事請負契約書

|  |
| --- |
| 工　事　請　負　契　約　書1　工　事　名2　工事場所3　工期　　 着手　　　　年　　月　　日　　　完成　　　　年　　月　　日4　契約金額　￥うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　￥5　契約保証金6　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に規定する対象建設工事の該当の有無□ 該当する（分別解体等の方法等については、別紙のとおり）□ 該当しない上記の工事について発注者丸亀市（代表者　市長（氏名））と受注者　　　　　　とは、各々対等な立場における合意に基づいて本契約書の上記条件のほか丸亀市契約規則（平成17年規則第48号）及び丸亀市建設工事請負契約約款（平成21年告示第16号）によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。この契約の証として本書 通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。　　年　　月　　日　　　　　　　　　　　　　　　　発注者　丸亀市大手町二丁目４番21号　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　丸亀市　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　市長　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　受注者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　備考　「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に規定する対象建設工事の該当の有無」については、いずれかの□に｢レ｣を記入し、該当する場合は、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成14年国土交通省令第17号）第4条に規定する事項を記載した書面を添付すること。 |

エ　請書

|  |
| --- |
| 請書１　契約の目的２　契約金額　￥うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　￥３　履行期間　　　　 年　　月　　日から年　　月　　日まで４　契約保証金５　保証期間　目的物引渡しの日から　　月上記については、丸亀市契約規則（平成17年規則第48号）及び仕様書を遵守のうえ、お請けいたします。年　　月　　日受注者㊞丸亀市長　　　　　様 |

オ　変更契約書、変更請書及び工事請負変更契約書

|  |
| --- |
| 変更契約書１　契約の目的２　履行の場所３　変更後の履行期間　　　　年　　月　　日から年　　月　　日まで４　契約金額の増減額　￥うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　￥５　契約金額の変更増減額に対する契約保証金６　変更に係る設計書、仕様書、図面等　　　　年　　月　　日に締結した契約について、契約内容の一部を上記のとおり変更する契約を締結し、その証として、本書　通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自１通を原契約書とともに保有する。年　　月　　日発注者　丸亀市大手町二丁目４番21号丸亀市代表者　市長（氏名）受注者㊞ |

|  |
| --- |
| 変更請書１　契約の目的２　契約金額の増減額　￥うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　￥３　変更後の履行期間　　　　年　　月　　日から年　　月　　日まで４　契約金額の変更増減額に対する契約保証金５　変更に係る設計書、仕様書、図面等　　　　年　　月　　日にお請けした契約については、契約内容の一部を上記のとおり変更し、原請書の条件を遵守のうえお請けいたします。年　　月　　日受注者㊞丸亀市長　　　　　様 |

|  |
| --- |
| 工事請負変更契約書１　工事名２　工事場所３　変更後の工期　着手　　　　年　　月　　日完成　　　　年　　月　　日４　契約金額の増減額　￥うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　￥５　契約金額の変更増減額に対する契約保証金６　変更に係る設計書、仕様書、図面等７　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に規定する対象建設工事の該当の有無□　該当する分別解体等の方法等　□　変更あり（別紙のとおり）□　変更なし□　該当しない　　　　年　　月　　日に締結した契約について、契約内容の一部を上記のとおり変更する契約を締結し、その証として、本書　通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自１通を原契約書とともに保有する。年　　月　　日発注者　丸亀市大手町二丁目４番21号丸亀市代表者　市長（氏名）受注者㊞備考　「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に規定する対象建設工事の該当の有無」については、該当項目の□に「レ」を記入し、分別解体等の方法等に変更がある場合は、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成14年国土交通省令第17号）第４条に規定する事項を記載した書面を添付すること。 |

|  |
| --- |
| 年　　月　　日丸亀市長　　　　　宛入札者入札書丸亀市契約規則及び入札心得、仕様書、図面、その他の入札条項を承知のうえ、下記のとおり入札します。記１　契約の目的 |
| ２　入札金額 |  |  |  | 百万 |  |  | 千 |  |  | 円 |  |
| ３　履行場所 |
|  | 責任者氏名担当者氏名連　絡　先 |  |
|  |

（注）

１　本入札書に係る責任者（当該入札書に係る事務を担当する部門の長をいう。）及び担当者（当該入札書に係る事務を担当する者をいう。）の氏名並びに当該入札書の記載内容を確認するための連絡先は、本入札書に入札者の押印がある場合は記載不要とする。

２　入札金額欄は、アラビア数字で記入し、頭数字の前に￥を付すこと。

|  |
| --- |
| 年　　月　　日丸亀市長　　　　　宛見積者見積書丸亀市契約規則及び仕様書、図面、その他の見積条項を承知のうえ、下記のとおり見積します。記１　契約の目的 |
| ２　見積金額 |  |  |  | 百万 |  |  | 千 |  |  | 円 |  |
| ３　履行場所 |
|  | 責任者氏名担当者氏名連　絡　先 |  |
|  |

（注）

　１　本見積書に係る責任者（当該見積書に係る事務を担当する部門の長をいう。）及び担当者（当該見積書に係る事務を担当する者をいう。）の氏名並びに当該見積書の記載内容を確認するための連絡先は、本見積書に見積者の押印がある場合は記載不要とする。

２　見積金額欄は、アラビア数字で記入し、頭数字の前に￥を付すこと。

|  |
| --- |
| 年　　月　　日丸亀市長　　　　　宛契約者下請負者届下記のとおり下請負者を決定しますのでお届けします。記１　契約の目的２　下請負者、下請負の金額及び範囲 |
|  | 下請負者 | 住所 | 代表者 | 金額 | 下請負の範囲 |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |  |
|  |

|  |
| --- |
| 年　　月　　日丸亀市長　　　　　宛契約者　　　　　　　　　　　　届下記については、　　　　年　　月　　日に　　　　　したのでお届けします。記１　契約の目的２　契約金額　　　￥うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　　￥３　契約年月日　　　　　　年　　月　　日４　履行期間　　　　　　年　　月　　日から年　　月　　日まで |

|  |
| --- |
| 第　　　　　号監督検査監督検査年　　月　　日契約者　　　　　　　　様丸亀市長　　　　　　　　職員通知下記のとおり　　職員を定めましたので通知します。記１　契約の目的２　監督職員職氏名３　検査職員職氏名 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 工程表契約の目的 契約者　住所着手　　　　年　　月　　日　完成　　　　年　　月　　日　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　 |  |  |
|  | 種別 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 |  |  |
| 10　　　20 | 10　　　20 | 10　　　20 | 10　　　20 | 10　　　20 |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| （注）請負金額2,000万円以上の工事及び工事監督員が特に指定する工事については、これとは別にパートによる工程表を作成し、提出すること。 |  |

|  |
| --- |
| 年　　月　　日丸亀市長　　　　　宛契約者現場代理人及び主任技術者等届　次の工事について、下記のとおり現場代理人及び主任技術者又は監理技術者を定めたので、丸亀市建設工事請負契約約款第１０条第１項の規定に基づき、お届けします。　なお、現場代理人の権限については、同条第２項に規定するとおりであることを確認します。記1. 契約の目的

２．現場代理人及び主任技術者又は監理技術者 |
|  | 区分 | 現場代理人 | 主任技術者・監理技術者 |  |
| 氏　　名 |  |  |
| 生年月日 |  |  |
| 法定資格等 |  |  |
| 連絡方法 |  |  |
| 注１）主任技術者、監理技術者の欄は該当するものを○で囲むこと。注２）法定資格等の欄には、１、２級の国家資格等を記入すること。なお、実務経験で配置する場合は、「実務経験」と記入し、この場合、経歴書に代えて実務経験届出書を提出すること。 |

|  |
| --- |
| 経歴書現場代理人主任技術者監理技術者 |
|  | 業務名 | 発注者 | 履行期間 | 役別 |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |

|  |
| --- |
| 実務経験届出書丸亀市長　宛　　　　　　　　　　　　　　※１ |
| 　下記の者は、 |  | 工事業（建設業の許可を受けた業種の内、今回施工に |
| 必要な業種※１）に関し、下記のとおり配置技術者としての実務経験をお届けします。 |
| 平成　　　年　　　月　　　日記１．技術者 |
|  | 氏名 |  | 生年月日 |  | ※２ |
| 最終学歴 |  |
| 卒業年次 |  | 国家資格、技能検定 |  |
| 1. 実務経験年数（直近のものから記載すること）
 |
|  | No | 実務経験の内容 | 実務経験年数 | 月数 | 従事役職 | 勤務先 |  |
| 1 |  |  |  |  |  |
| 2 |  |  |  |  |  |
| 3 |  |  |  |  |  |
| 4 |  |  |  |  |  |
| 5 |  |  |  |  |  |
| 6 |  |  |  |  |  |
| 7 |  |  |  |  |  |
| 8 |  |  |  |  |  |
| 9 |  |  |  |  |  |
| 10 |  |  |  |  |  |
|  | 合計 | 年数 |  | 月数 |  |  |
| ※記載しきれない場合は、別紙に記載し添付することができる。※１．業種は１つのみ記載のこと（「土木、舗装」といった記載は不可）※２．業種に対応する指定学科確認の為、記載の事。　　　　業種に対応する指定学科については下表のとおり。 |
|  | 業　　　　種 | 学　　　　科 |  |
| 土木、舗装 | 土木工学、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科 |
| 建築、大工、ガラス、内装仕上工事 | 建築学又は都市工学に関する学科 |
| 左官、とび・土工、石、屋根、タイル、レンガ・ブロック、塗装 | 土木工学又は建築学に関する学科 |
| 電気、電気通信 | 電気工学又は電気通信工学に関する学科 |
| 管、水道施設、清掃施設 | 土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科 |
| 鋼構造物、鉄筋 | 土木工学、建築学又は機械工学に関する学科 |
| しゅんせつ | 土木工学又は機械工学に関する学科 |
| 板金 | 建築学又は機械工学に関する学科 |
| 防水 | 土木工学又は建築学に関する学科 |
| 機械器具設置、消防施設 | 建築学、機械工学又は電気工学に関する学科 |
| 熱絶縁 | 土木工学、建築学又は機械工学に関する学科 |
| 造園 | 土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科 |
| さく井 | 土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科 |
| 建具 | 建築学又は機械工学に関する学科 |
| ※３．業種に対応する指定学科である場合、高専・短大・大学卒：3年以上、高卒：5年以上記載要。指定学科外の場合は、10年以上記載要。 |

|  |
| --- |
| 年　　月　　日丸亀市長　　　　　宛契約者出来高部分確認申請書（第　　回）下記について、部分払の請求をしたいので、出来高部分の確認をお願いします。記１　契約の目的２　契約金額　　￥うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　￥３　履行期間　　　　　　年　　月　　日から年　　月　　日まで４　添付図書 |

|  |
| --- |
| 第　　　　　号年　　月　　日契約者　　　　　　　　様丸亀市長　　　　　　　　出来高部分確認及び部分払可能額通知書（第　　回）下記のとおり、出来高部分を確認し、部分払可能額を通知します。記１　契約の目的２　契約金額　　￥うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　￥３　履行期間　　　　　　年　　月　　日から年　　月　　日まで４　今回部分払可能額　　￥ |

|  |
| --- |
| 年　　月　　日　　　　　　　宛契約者履行期間の変更について下記のとおり、履行期間の変更をしたいので、承認くださるようお願いします。記１　契約の目的２　契約年月日　　　　　　年　　月　　日３　契約金額　　￥うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　￥４　原契約履行期間　　　　年　　月　　日から　　　　　　年　　月　　日まで５　要求変更期間　　　　年　　月　　日から　　　　　　年　　月　　日まで６　変更理由 |
| 上記の件について、　　　　　　　　　　承認します。年　　月　　日 |

|  |
| --- |
| 第　　　　　号年　　月　　日契約者　　　　　　　　様丸亀市長　　　　　　　　完成確認書下記について、完成を確認したので、通知します。記１　契約の目的２　契約年月日　　　　　　年　　月　　日３　契約金額　　￥うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　￥４　履行期間 　　　　　　年　　月　　日から年　　月　　日まで手直し期限　　　　　　年　　月　　日 |

|  |
| --- |
| 年　　月　　日丸亀市長　　　　　宛契約者　　　　　　　　目的物引渡し申出書完成確認を得ました下記について、その目的物の引渡しを申出します。記１　契約の目的２　契約年月日　　　　　　年　　月　　日３　契約金額　　￥うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　￥４　履行期間　　　　　　 年　　月　　日から年　　月　　日まで手直し期限年　　月　　日 |
| 上記申出書のとおり受領しました。年　　月　　日丸亀市長　　　　　　　　 |

|  |
| --- |
| 第　　　　　号年　　月　　日　　　　　　　様丸亀市長　　　　　　　　目的物のかしについて１　契約の目的２　契約年月日　　　　　　年　　月　　日３　契約金額　　￥うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　￥４　目的物の引渡し　　　　　　年　　月　　日を受けた年月日上記について、かしがありますので下記のとおり請求します。記 |

|  |
| --- |
| 年　　月　　日　　　　　　　様㊞このことについて、下記のとおり　　　　　　　　　　　　　　　　をします。記 |

第９　証明書の形式

１　一般の証明書

|  |
| --- |
| ○○○証明書住所××氏名××上記の者に対し、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○したことを証明する。××元号●年●月●日丸亀市長×氏名× |

２　奥書証明書

|  |
| --- |
| （証明願い文）×上記のとおり相違ないことを証明する。××元号●年●月●日丸亀市長×氏名× |

第10　賞状、表彰状及び感謝状の形式

(１)　賞状

|  |
| --- |
| 賞状○等　　　　　　　　　　　　　　　　　 ○○○○様（君等）×あなたは本市主催の○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○会において頭書の成績を収めたのでこれを賞します××元号●年●月●日丸亀市長×氏名 |

|  |
| --- |
| 賞状○○○○会×本市主催の○○○○○○会において優秀な成績を収められたことは○○○○○に貢献すること大であります×よってここに賞します××元号●年●月●日丸亀市長×氏名 |

(２)　表彰状

|  |
| --- |
| 表彰状○○学校○○クラブ×みなさんの○○クラブは○○○○○○○○○○○○されました×これは他の模範となります×よってこれを表彰します××元号●年●月●日丸亀市長×氏名 |

|  |
| --- |
| 表彰状○○○○様（君等）×あなたは○年にわたり○○○○○○○○○○○○○○に努められるとともに○○○○に協力されました×このことは他の模範であります×よって○○○○○○○○○周年を迎えるに当たり表彰します。××元号●年●月●日丸亀市長×氏名 |

(３)　感謝状

|  |
| --- |
| 感謝状○○○○様（君等）×あなたは多年○○○○として献身的な努力を尽くされよくその職分を全うされました×よってここに感謝の意を表します××元号●年●月●日丸亀市長×氏名 |

|  |
| --- |
| 感謝状○○委員会×○○○○○○○○○○○○○に多大の協力をなされたのでここに感謝の意を表します××元号●年●月●日丸亀市長×氏名 |

一部改正〔平成18年訓令１号・８号・19年10号・47号・20年６号・21年14号〕